

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、

水道料金の基本料金を50%減免します。



<p>対象期間</p>	<p>・福田、山田、土塩、和泉、菅田にお住まいの方 令和8年4月検針分～令和9年2月検針分（偶数月検針 計6回）</p> <p>・中尾、伊古、水房、月輪、都、羽尾、みなみ野、月の輪にお住まいの方 令和8年5月検針分～令和9年3月検針分（奇数月検針 計6回）</p>			
<p>減免の対象</p>	<p>滑川町の全水道使用者（公的機関等を除く）</p>			
<p>減免の内容</p>	<p>水道基本料金を50%減免します。 ※検針票の金額は減免後の金額となります。</p>			
<p>減免金額 (1検針・2か月分)</p>	<p>メーター口径</p>	<p>現行の料金</p>	<p>減免後の金額</p>	<p>差額</p>
	<p>13mm～20mm</p>	<p>2,080 円</p>	<p>1,040 円</p>	<p>1,040 円</p>
	<p>25mm～50mm</p>	<p>2,860 円</p>	<p>1,430 円</p>	<p>1,430 円</p>
	<p>75mm 以上</p>	<p>3,380 円</p>	<p>1,690 円</p>	<p>1690 円</p>
<p>手続きについて</p>	<p>今回の減免に対する申請などの手続きは不要です。</p>			
<p>その他</p>	<p>・水道の超過料金分および下水道使用料、農業集落排水使用料は、減免の対象外です。</p> <p>・今回のために、銀行やコンビニのATMへお客様を誘導することはありません。もし、こういった事例が起きた場合は詐欺の疑いがありますので、ご注意ください。</p>			

<お問い合わせ>

滑川町 上下水道課 (TEL: 0493-56-2231)